

「水を大切に」をメインテーマに、今年も上下水道フェスティバルを開催します。市民の皆さんに上下水道への理解と関心を深めていただくため、さまざまな企画を用意します。当日は、家族で楽しめるコーナーもありますので、大勢の皆さんのお越しをお待ちしています。



昨年の様子



昨年の様子

期日 8月22日(日)
時間 午前10時～午後3時
会場 中野浄化管理センター
※会場入口周辺が工事のため、案内に従ってご入場ください。

内容(予定)
○処理場見学○上下水道に関する展示○下水道ビデオ上映
○無料コーナー(風船、焼きそば、かき氷など)○堆肥(おすみちゃん)の無料頒布
※お一人様3袋までとさせていただきます。
※予定数量に達し次第、終了とさせていただきます。

ごみ減量化のため焼きそば・かき氷の容器、箸などは用意しません。忘れずにお持ちください。ごみは、各自お持ち帰りください。

問い合わせ先
市役所上下水道課監理係
☎(22)2111 (内線378)

もう一度見直そう ごみ・資源物の出し方

出す場所は？

必ず、居住区の集積所に出してください。道路沿いの集積所などに他区のごみを持ち込む人がいます。絶対にださないでください。

出す時間は？

収集当日の午前8時(一部区域は7時30分)までに出してください。収集時間は、当日の収集品目、排出量などにより一定ではありません。収集車が巡回した後に出された「ごみ・資源物」は収集できませんので、収集時間外には出さないでください。

必ず指定袋で出しましょう

「可燃ごみ・埋立ごみ」は必ず、証紙付きの中野市指定袋で出してください。旧指定袋を使用する場合は、必ず証紙シールを張ってください。詳しくは、全戸配布してあります「ごみ・資源物の正しい出し方(収集日カレンダー)」と「ごみと資源物の分け方・出し方(冊子)」をご覧ください。



▼中野市指定袋(左から可燃ごみ用、プラスチック製包装容器用、埋立用)



問い合わせ先
市役所環境課衛生係
☎(22)2111 (内線245)



▲収集日カレンダー(上)と冊子(下)

「水道メーターの検針」 「上下水道料金のお支払い」 にご協力ください

上下水道料金は、お客様が使用された水量に応じて、料金をお支払いいただくことになっていきます。そのため、市では2カ月に一度、市で委託した検針員が各ご家庭に伺い、水道メーターなどを検針して上下水道料金を請求します。

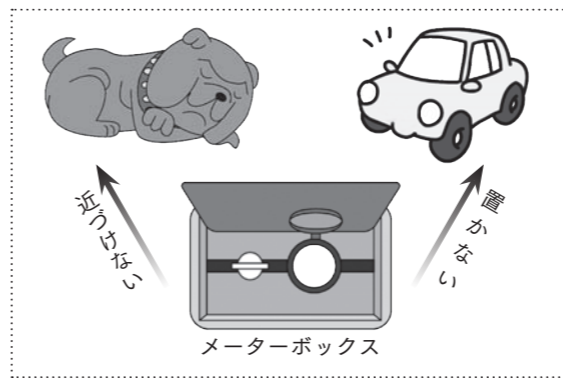
検針にご協力ください

水道メーターの検針は、検針月の1日から8日の間に行いますので、次の点にご協力をお願いします。

▼検針実施月

	検針地区・地域
偶数月	中野(栗和田区)、日野(更科区以外)、延徳、平野(片塩、西江部区の一部)、高丘、長丘、平岡、科野、倭地区、豊田地域
奇数月	中野(栗和田区以外)、日野(更科区)、平野地区(片塩、西江部区の一部以外)

- ①メーターボックスの上に、車や物を置かないようにしてください。
- ②犬などは、出入口や水道メーターから離れた場所におつなぎください。
- ③メーターボックスの上や中に土、泥、水などが入り込まないようにし、メーターボックスはきれいにしておいてください。
- ④〜③などの理由によりメーターを検針できない場合は、認定水量(過去の使用量を参考にして決める水量)で



上下水道料金について

上下水道料金は、検針した月の28日までにお支払いいただくことになっていきます。上下水道課からお送りする納入通知書により金融機関、コンビニエンスストアなどで現金でお支払いいただくか、口座振替にてお支払いください。現在、現金でお支払いいただいている方には、便利な口座振替をお勧めしています。お手続きは、市内金融機関または、上下水道課の窓口にあります専用紙の申込用紙にてお願いします。

水道料金などを滞納されると、水道の給水を停止する場合がありますので、納め忘れのないようご注意ください。

問い合わせ先
市役所上下水道課営業係
☎(22)2111 (内線284)

印鑑登録・印鑑登録証明書を申請される皆さんへ

印鑑登録の申請方法

(1)本人申請の場合

- ① 次の①②をお持ちください。
- ② 登録する印鑑
- ③ 運転免許証または官公庁が発行する(顔写真付きの)身分証明書
- ※②がない場合:
保証人(中野市で印鑑登録されている方のみ)をたてることで、印鑑登録



▲印鑑登録証(表面、見本)

ができます。保証人の方に「③保証書」へ自書・登録印の押印をお願いします。保証書は市役所市民課にあります。

※②も③もない場合:

- ④ 申請当日は登録ができません。申請後「照会・回答書」をご自宅に郵送しますので、次の④〜⑥を持参の上、再度お越しください。
- ④ 自書、登録する印鑑を押印した「照会・回答書」
- ⑤ 「登録する印鑑」
- ⑥ 「健康保険証など公的機関の身分証明書1点」

(2)代理人申請の場合

- ⑦ 申請時に次の⑦、⑧をお持ちください。
 - ⑦ 登録する印鑑
 - ⑧ 代理人の認印(シャチハタは不可)
- 申請時当日は登録ができません。申請後「照会・回答書」と「代理人選任届」を登録者のご自宅に郵送しますので、次の⑨〜⑬を持参の上、申請

- ⑨ 時と同じ代理人の方が、再度お越しください。
- ⑨ 登録者が自書した「照会・回答書」
- ⑩ 登録者が自書した代理人選任届(※申請・登録証受領のため)
- ⑪ 「登録する印鑑」
- ⑫ 「代理人が申請時に押印した印鑑」
- ⑬ 「登録者および代理人の免許証や健康保険証など公的機関の身分証明書1点」

印鑑登録証明書の申請交付

登録した実印のみでは印鑑登録証明書の交付ができません。必ず、印鑑登録証(カード)をお持ちください。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先
市役所市民課窓口係
☎(22)2111 (内線236)
豊田支所地域振興課市民生活係
☎(38)3111 (内線131)